

災害等情報（詳報）

鉱種：石灰石	鉱山の所在地：岩手県					
災害等の種類：坑外・落下物又は倒壊物のため	発生日時： 平成31年1月11日（金） 7時30分	罹災者数	死	重	軽	計
			－	－	(1)	(1)
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、うち担当職経験年数： 54歳、運転手（非鉱山労働者）、請負、勤続年数：15年、担当職経験年数：15年						
罹災程度：右大腿部打撲傷、左下腿打撲擦過傷、左足関節打撲傷（休業4日）						
<p>【概要】</p> <p>運転手（罹災者・非鉱山労働者）は、選鉱場の消石灰バラ積みタンクからローリー車への積込作業に従事していた。石灰消化工場の消石灰フレコン在庫置場にて強風を避けるために、床に7枚積み重ねたパレット※に3枚のパレットを立て掛けた脇に寄り添うように待機していたところ、その3枚のパレットが強風に煽られて倒れ、運転手の足に当たり、罹災した。</p> <p>倒れたパレットはプラスチック製で30kg（1,390×1,190×150(mm)）のものが1枚と20kg（1,100×1,100×140(mm)）のものが2枚。</p> <p>なお、災害時は強風注意報が発令されていた。</p> <p>※パレット：袋やフレコンバックに入った製品を載せる平パレット</p>						
<p>【原因】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. パレットが整理整頓されずに立て掛けてあった。 2. 災害時に、強風注意報が発令されていたが、特に鉱山労働者等に注意喚起をしていなかった。 3. 鉱山労働者以外立入禁止措置がとられていなかった。 						
<p>【対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 作業標準書にパレットは立て掛けずに横に5枚毎整理整頓するよう追記するとともに、その内容について保安教育を行う。 2. 防災情報を掲示する場所を作成し、警報又は注意報等が発令された場合は、注意喚起するとともに適切な保安措置を講ずるよう努める。 3. 新たに鉱山労働者以外の立入禁止区域を設定する。 						
<p>【参考情報等】</p> <p>○強風リスクに対するリスクアセスメントを再度実施し、気象情報を把握して、飛来、倒壊の防止や強風時の作業停止等の保安措置を講じて災害防止に努めましょう。</p> <p>○作業場における整理整頓をしっかりと行いましょう。</p> <p>○鉱山労働者以外でも鉱山内に入ってくる関係業者には、しっかりと保安教育を行いましょう。</p>						

○鉱山保安法令における参考規定は以下のとおりです。

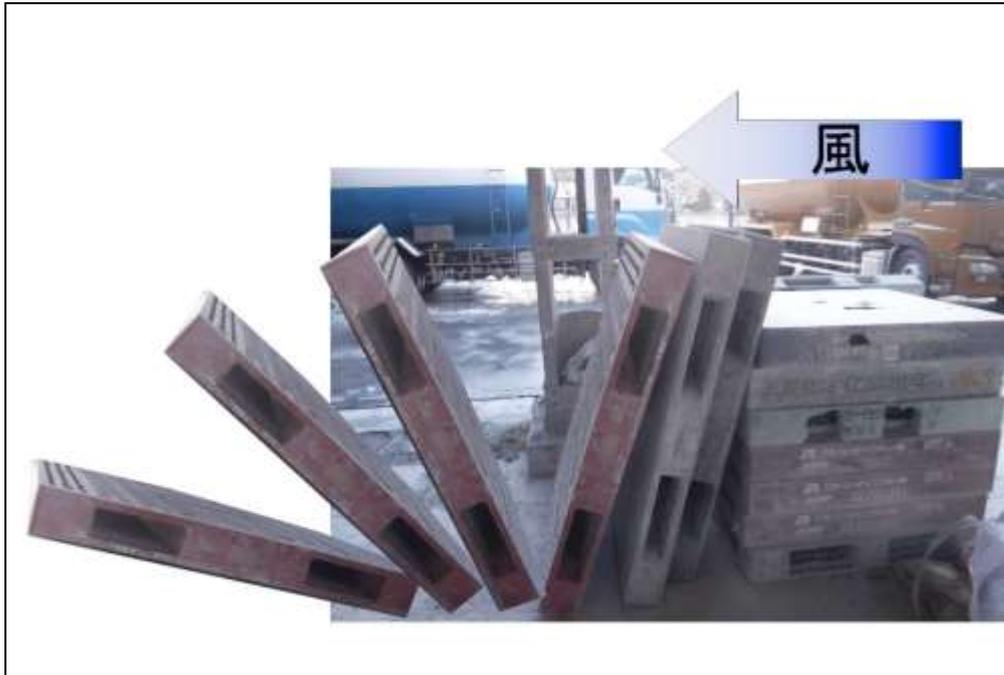
< 鉱山保安法令 >

- ・ 共通の技術基準（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第 3 条第 1 号、第 2 号）
- ・ 機械、器具及び工作物の安全かつ適切な作業方法（鉱山保安法施行規則第 1 2 条）
- ・ 「作業方法」又は「作業手順」を定めることを要する主な作業として「機械、器具又は工作物の修理作業」（鉱業権者が講ずべき措置事例第 1 0 章 3 (38)）

【お問い合わせ先】

関東東北産業保安監督部東北支部 鉱山保安課 佐々木、菅

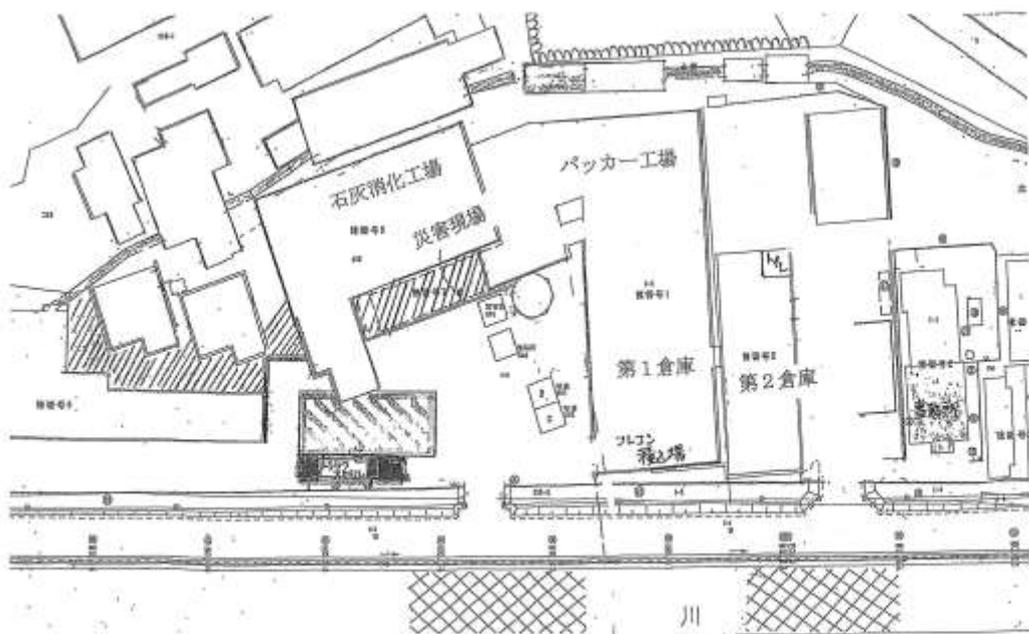
電話番号：022-221-4964



強風により倒れてきたパレットのイメージ図



パレットが3枚右ももへ接触



鉱山労働者以外立入禁止区域



駐車禁止区域

